

盛岡劇場分電盤等部品交換修繕 仕様書

1 対象施設 盛岡劇場・河南公民館（盛岡市松尾町3番1号）

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

3 修繕の内容

- (1) 修繕対象設備は、PCBが含有されている疑いがある進相コンデンサ及び低圧進相コンデンサ等とする。
- (2) 施工内容は、既設の低圧進相コンデンサ等を撤去し、同容量の仕様の低圧進相コンデンサ等を新規で設けるものとする。なお、交換対象機器は別紙のとおりとする。
- (3) 関係機関への届出等について
修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

4 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

5 施工

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合には、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）

6 主な提出書類

- (1) 修繕工程表届
- (2) 修繕現場責任者届

- (3) 修繕着手届
- (4) 修繕完了届
- (5) 修繕写真（修繕前・修繕中・修繕後）
- (6) その他必要なもの

7 その他

撤去した低圧進相コンデンサ等の運搬及び処分については、別途、委託することとしているため、本修繕内容には含まない。

ただし、交換した既設の低圧進相コンデンサ等については、別途、施設内の指定する場所に集約すること。

なお、仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。